

# 大分県報

令和六年  
第五六二号  
十一月二十二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………一  
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）……………一  
道路区域の変更……………五  
道路の供用開始……………六  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………六  
建築基準法による道路位置の指定……………六

### 告示

#### 大分県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和六年十一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
藤田 浩孝	東洋療法整骨院	中津市金手四九―一二	令六・四・一
江藤 享世	江藤整骨院	佐伯市大字海崎一八五六番地の一 四	令六・七・三一

松本 潤 松本屋

別府市上平田町一三組

令六・九・一〇

#### 大分県告示第五百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

兵庫県神戸市京町七十六番地二

明海興産株式会社

取締役社長 厚海 洋一

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市湯布院町川上二千七百十七番地五

湯布院やわらぎの郷やどや

3 設置される特定施設の種類

イ ちゅう房施設及びハ 入浴施設

種類 ちゅう房施設

能力 六〇食／日

工事着手予定年月日

工事完成予定年月日

使用開始予定年月日

使用時間 隔二四時間

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量

単位 通常の値

最大の値



排水口名	項目	汚水等の汚染状態の値						項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	設置年月日	主要寸法	構造力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法					
		大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度	単位								単位	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	⑤		
排水口 No.1	5 排水水の量及び汚染状態の値	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位	なし	二四時間	連続	一三・六m×三・四m	FRP製	一九〇人槽	浮上型生物ろ過方式	処理施設 No.1	⑤	五	一〇	
		通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	
		三、〇〇〇	四・五	一〇〇	四〇	二〇〇	二〇	五・八	五・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八
		三、〇〇〇	四・五	一〇〇	四〇	二〇〇	二〇	五・八	五・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八
排水口 No.2	2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後
		通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後	通常の前	通常の後	最大の前	最大の後
		三、〇〇〇以下	四・五	三〇	四〇	二〇	二〇	五・八	五・八	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五
		三、〇〇〇以下	四・五	三〇	四〇	二〇	二〇	五・八	五・八	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五	六〇・五

令和六年十一月二十二日

大分県報 (告示)



汚染等の汚水	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量	排出水量	排出水口名	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量	排出水口名	状態の値			
																		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	五	三	五・八〇八・六	通常	八六・四	No.2		三、〇〇〇以下	五	三五	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	通常	一九・二	No.1	一	三、〇〇〇以下	一〇	二〇〇
	一〇	五	五・八〇八・六	最大	一一二・四			三、〇〇〇以下	八	四〇	二五	三〇	一五	五・八〇八・六	最大	二四・〇		一	三、〇〇〇以下	二五〇	二五

令和六年十一月二十二日

大分県報(告示)

五

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考	状態の値				
		後	前				大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	
県道津久見野津線	白杵市大字東神野字清水一四六〇番から白杵市大字東神野字清水一四五九番まで	B	A	メートル 五・〇 三・八	メートル 七四・〇		三、〇〇〇以下	一	三	五	一〇
							三、〇〇〇以下	二	五		

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所  
1 縦覧期間  
令和六年十一月二十二日から同年十二月十三日まで  
2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第五百二十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十二日

大分県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道津久見野津線

臼杵市大字東神野字清水一四六〇番から  
臼杵市大字東神野字清水一四五九番まで

令六・一一・二二

大分県告示第五百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和六年十一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定を解除する区域の名称

所在地

指定の区分

土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類

指定年月日及び告示番号

区域の表示

法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

備考

① 三春原

日田市  
大字小  
山

土砂災害警戒区域及び土砂災害特

急傾斜地の崩壊

令和六年九月六日大分県告示第四

別図のとおり

別図のとおり

（「別図」は、省略し、日田土木事務所に備え置いて縦覧に供す

別警戒区域

百二十六号

大分県告示第五百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和六年十一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

日第五十一号

玖珠郡玖珠町大字塚脇字箱割一〇七番二及び一〇七番二地先里道

令六・一一・五

メートル  
七・八四  
六・〇一

メートル  
九五・八一